

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年10月31日

厚生労働省

保険局医療介護連携政策課

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年8月22日（木）から同年9月20日（金）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、本件につきましては、パブリック・コメントに付した案に所要の技術的な修正を行った上で制定することとしましたので、お知らせいたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第1条の2第1項第6号まだ公表されていません。また、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について」においても、改正後令第1条の2第1項第6号の内容も記載されていません。したがって、改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第1条の2第1項第6号は行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第2項「当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならぬ」に反し、違法である。</p> <p>また、「○ 匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として、独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金・資金を充てて高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第5条の7第1項に定める業務を行う個人を追加する。」の根拠条項も改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第1条の2第1項第6号であるか。</p> <p>そして、「○ その他所要の改正を行う。」について、どのような改正は不明であり、具体的かつ明確な内容のものではないため、行政手続法第39条第2項「前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって」に反し、違法である。</p> <p>よって、改正前と改正後の新旧対照表を明示して改めて意見募集しなければならない。</p>	<p>改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令については、パブリック・コメント実施期間中は立案中のものであったことから、概要資料において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正を行うこと及び当該改正に伴い本案で定める具体的な内容を明示したところです。</p> <p>また、「○ 匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として、独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金・資金を充てて高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第5条の7第1項に定める業務を行う個人を追加する。」の根拠条項については、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第5条の7第1項に規定されているとおり、高齢者の医療の確保に関する法律第16条の2第1項第3号です。</p> <p>「○ その他所要の改正を行う。」については、形式的な改正を行うものを示しているものであり、本案の改正な要については具体的かつ明確な内容のものを示しているところです。</p> <p>また、「国立健康危機管理研究機構」については、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）の施行に伴い、同法の施行の日（令和7年4月1日）以後は、「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を「国立健康危機管理研究機構」とすることとする所要の措置を講ずることを予定しております。</p>

	<p>なお、2025年4月に設立する「国立健康危機管理研究機構」は2025年4月時点で自動的に対象となるか。それとも、「上記に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」として整理されるか。</p>	
2	<p>今回の改正では、学術団体については政令、省令では詳しく記載されていません。政令案の中での中で、(2) 法第17条の2第2項の規定に基づき、国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者の中で、6(抜粋)「その他の国民保健の向上に密接な関連がある業務を行うものとして厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人又は同条第6号に規定する公益法人等をいう。)(NDBデータを利用して行う研究又は業務が、適正な保健医療サービスの提供に特に資すると厚生労働大臣が認める場合に限る。)」と記載され、省令案の中で「18 上記に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」と記載があり、厚生労働大臣に認めていただければ学術団体も減免の対象になると考えられますが、特記されておらず、判断に揺れが生じる懸念がございます。学術団体が主として委員会活動などとして調査を行う場合に、高額化した手数料の影響を受けては調査が阻害してしまいます。</p> <p>例えば日本医学会連合の加盟学会、日本学術会議の協力学術研究団体などについては、例として政令、省令の中に特記していただき(省令の中では18番目の項目として追</p>	<p>手数料の減額対象となる公共法人又は公益法人等については、本案において、これまで匿名医療保険等関連情報(以下「NDBデータ」という。)の提供実績がある公共法人等の名称を具体的に規定することとし、これまでNDBデータの提供実績がない公共法人等については、個別具体的な判断により減額の対象とすることが可能となるよう、本案において「前各号に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」といった規定を設けております。</p>

	<p>記して、その他を 19 番目にするなどが考えられるかと思 います)、これらの学術団体が国民保健の向上のために行 う研究を遂行する場合の手数料減免について、行政の現場 での判断に迷いが生じないようにするとともに、これらの 学術団体が主となって基盤となる調査を行うことを促進し ていただけると大変ありがたいです。 ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	
3	<p>改正の概要を拝読しました。今回の政令、省令、告示の 改正につき、手数料の高騰が国民保健の向上のために行 う NDB データ研究を阻害することのないよう配慮する趣旨と 受け止めました。 しかし、現在の政令、省令の改正案の記載を見る限り、 学会をはじめ学術団体の位置付けが不明瞭です。政令案 (概要) 2. 改正の概要「(2) 法第 17 条の 2 第 2 項の 規定に基づき、国民保健の向上のために特に重要な役割を 果たす者として政令で定める者」は、公的資金を原資とす る業務の減免にほぼ限定されているように読み取れます。 例外的に(6)に記載された「その他の国民保健の向上に 密接な関連がある業務を行うものとして厚生労働省令で定 める公共法人又は公益法人等」の具体的内容として、省令 案(概要) 2. 改正の概要では(1)～(17)に学会をは じめとする学術団体は含まれておらず、「(18) 上記に掲 げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又 は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」として 認められれば学術団体も減免の対象になると考えられます が、その基準が明示されていません。現在、学術団体が主</p>	<p>手数料の減額対象となる公共法人又は公益法人等 については、本案において、これまで NDB データの提供実 績がある公共法人等の名称を具体的に規定することと し、これまで NDB データの提供実績がない公共法人等 については、個別具体的な判断により減額の対象とす ることが可能となるよう、本案において「前各号に掲げ る者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究 又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」 といった規定を設けております。</p>

	<p>体となって行っている公共性の高い研究が、改正後手数料の高騰により遂行できなくなる悪影響を強く懸念します。</p> <p>日本医学会連合の加盟学会、日本学術会議の協力学術研究団体などの位置付けを政令、省令の中に明記し、これらの学術団体が国民保健の向上のために行う研究を遂行する場合の手数料減免について、行政の現場での判断に迷いが生じないようにするとともに、国民保健の向上に資するNDB データの学術的利活用が促進されることを切に願うものです。</p> <p>ご検討をお願い申し上げます。</p>	
4	<p>NDB データの提供を今後も安定的に行うため・国民保健の向上に特に重要な役割を果たす者の利用を阻害しないことを念頭に置いた本改正だと思います。</p> <p>これまで、「手数料の見込額は承諾時、確定額はデータ抽出後で、見込額と異なっても厚生労働省はその責を負わない」「納付時期は事前に（特に承諾時前後には）通知されない」となっており、今回の改正でもその部分に変更されないと認識しています。</p> <p>しかしながら、研究者だけでなく民間企業でも、手数料の確定時期・納付時期が分からないと予算取り自体ができず、NDB データ利用における大きな阻害要因になっていると聞いています。</p> <p>1割～2割、実際の確定額が見込額を上回っても構いませんので、研究者等が納付する額と時期を、承諾時には通知いただけないでしょうか。</p> <p>ご検討のほどよろしく願いいたします。</p>	<p>NDB データの提供申出者が提出する申出書を厚生労働省が承諾した後においても、抽出条件等を確定するための調整等を踏まえ、実際に提供するNDB データは変わりうることから、承諾時の手数料の見込額と、実際の手数料の差が生じうるものと考えています。</p> <p>他方で、NDB データの提供については、令和6年秋から、提供の申出から原則7日（土日祝を含む。）で、NDB データの利用者が、HIC にリモートアクセスを行い、探索的解析等を実施できる環境を整備することとしており、それに伴い、手数料の納付時期及び確定時期についても迅速化されることとなると考えております。また、その他の利用形態についても、承諾通知とともに見込み額を発出することとしているほか、申請時点においても想定される手数料の範囲をより具体的に示す等の検討をしてまいります。</p>

<p>5</p>	<p>省令案に関して2点意見がございます。</p> <p>1点目について。公益法人はいわゆる三師会のみ該当しています。しかしながら医療にかかわる大規模な公益法人は医師関係だけでも他に、全日本病院協会や日本精神科病院協会などが挙げられます。これらが外れるのは不適切だと思いますがいかがでしょうか？</p> <p>また、国民健康保険中央会、健康保険組合連合会などの保険者団体も含まれていませんが、こういった保険者は「国民保健の向上に密接な関連がある業務を行う公共法人又は公益法人等」に該当しない、すなわち政令案に定める「国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者」として該当しないということでしょうか？これは省令で定める「国民保健の向上に密接な関連がある業務を行う公共法人又は公益法人等」は、政令にも反するように感じます。</p> <p>上記踏まえ、「国民保健の向上に密接な関連がある業務を行う公共法人又は公益法人等」を改めてご検討いただけないでしょうか。</p> <p>2点目について。アカデミアだけでなく民間企業においても、「手数料の確定時期が分からないため支払えない可能性がある」、「支払に難渋する可能性がある」と予算取り自体ができず、申請そのものが進まない」、といった声を聞きます。</p> <p>今回は特に研究者に対して利用料の配慮をいただいたと考えておりますが、手数料の確定時期が不明確であることも「NDB データの利用が阻害される」要因になっていると愚考します。</p>	<p>1点目について、手数料の減額対象となる公共法人又は公益法人等については、本案において、これまでNDB データの提供実績がある公共法人等の名称を具体的に規定することとし、これまでNDB データの提供実績がない公共法人等については、個別具体的な判断により減額の対象とすることが可能となるよう、本案において「前各号に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」といった規定を設けております。</p> <p>2点目について、NDB データの提供については、令和6年秋から、提供の申出から原則7日（土日祝を含む。）で、NDB データの利用者が、HIC にリモートアクセスを行い、探索的解析等を実施できる環境を整備することとしており、それに伴い、手数料の納付時期及び確定時期についても迅速化されることと考えるております。また、その他の利用形態についても、承諾通知とともに見込み額を発出することとしているほか、申請時点においても想定される手数料の範囲をより具体的に示す等の検討をしてまいります。</p>
----------	--	---

<p>例えば、見込額として少々割高になることを了承したうえで「承認から〇ヶ月後」など、承諾時に利用料の確定時期を案内いただける仕組みがあれば、NDB の利活用がより進むのではないかと考えます。省令への記載も含めてご検討のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	
--	--